

法学博士福島正夫君の「地租改正の研究」に対する授賞審査

要旨

一 本書は、明治政府の一大事業であり、かつわが国の政治・経済・法律の近代化の基礎をなす明治初年の地租改正の研究である。地租改正事業は、明治四年七月四日の「壬申地券」の発行を先駆とし、明治六年七月二八日の「地租改正条例」によって実行に着手され、明治一四年六月三〇日の「地租改正事務局」の閉鎖によって一応の完成を告げ、明治一七年三月一五日の「地租条例」の公布によって終了したものである。従って、本書は、この期間における改正事業の進行を具体的に論述することをもってその本体とする（第二編「地租改正の展開」約三二〇頁）。しかしその序論として、明治政府がこの事業に着手せざるをえなかった理由から、いろいろの改革案の出現とその論議をへて、地券の発行と改正条例の作成に至るまでの事情を詳説して、地租改正の意義を明らかにすることを努める（第一編「地租改正法の成立」約二〇〇頁）。さらに、地租改正事業としてはやや傍流に属するが、その社会経済的意義においてこれと密接な関係にある山林原野について、地券の発行、官民有の区分、改租の実情などを論述する（第三編「林野改租の特質」約一四〇頁）。

二 本書のもっとも大きい特色は、現在において求め得るあらゆる資料を網羅的に検討していることである。

福島正夫君は、昭和一四年に、宮城県庁に租税寮改正局および地租改正事務局の日報および別報の相当多数のものが保存されていることを知って、研究同人とともにその筆写にとりかかって以来、散逸して中央になくなった資料を

探索し、埼玉、岐阜、滋賀各県庁その他にも同一のものが所蔵されていることを知り、これを収集し、相互に検討補正を加えてほぼ完全のものとした。この資料は「地租改正資料刊行会」の名で「明治初年地租改正基礎資料」上中下三冊合計一、六〇〇余頁および一九二表として、昭和二八年—三二年に刊行された。この資料の収集・刊行には、他に二人の協力者があつたが、著者福島君はその中心であり、上巻および中巻の解説も福島君の手になっている。本書「地租改正の研究」は、この資料の収集・検討とともに続けられてきたものであつて、その意味では、実に二〇余年にわたる厳密な資料の検討の成果である。

三 本書の第二の特色は、地租改正事業を実施の過程に即して実証的に論述していることである。

本書の研究の基礎となつた右の租税寮改正局および地租改正事務局の日報および別報は中央からの一般的な命令や訓令のほかに、現地の知事からの伺およびこれに対する中央からの指令、実施の過程における各知事からの報告、中央から派遣された査察員の報告書などを網羅している。福島君の研究は、これらの資料によりながら、地租改正法令の内容およびその実施に当たって当面したいろいろの深刻な摩擦とこれを切り抜けるためにとられた中央政府の措置を経済理論の深い理解に基づいて説明し、地租改正によって実現された旧制度の変革の内容とその社会的意義とを詳細に示している。

四 本書の第三の特色は、地租改正によって実現されたわが国の土地制度の変革、すなわち、土地の所有・占有と其の利用および取引に関する法律関係の変遷を明らかにしようとする意図を背後にもちながらその論述をすすめていることである。

もちろん、この問題は著者の本書による研究を基礎として、さらに一層掘り下げた上で理論的に構成することによって達成されるものである。福島君自身もこのことを理解しており、近く別著を公にすることを約束し、本書においては、この問題を正面に表わしていない。しかし、福島君がこうした点を意識して本書の叙述をすすめていることは、前記の経済理論についての理解とあいまって、本書をして法制史学および経済史学の領域における優れた業績たらしめている。